

「〇 ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

「■ YELL ながさき メールマガジン Vol.108 2019.11.15 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま  
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ  
お送りしています。

\_/\_/\_/\_/ I N D E X \_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/

- ・ 支援情報 …… 佐々町で出張法律相談会を開催します
- ・ 特集 …… ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付  
事業とは
- ・ 12月の予定 …… YELL ながさき定期法律相談  
11月19日（火）YELL ながさきはお休みと  
なります
- ・ 編集後記 …… 本日11月15日は七五三です

■ 支援情報 -----

◆ 佐々町で出張法律相談会を開催します

【対象】 離婚前の方、ひとり親家庭の母・父、寡婦の方

（ご自身が対象であられるか等お気軽に問合せください）

【定員】 10名

【時間】 お一人様30分（事前予約制）

【開催日】 令和2年2月2日（日）10時～16時

※12時～13時は休憩となります

【会場】 佐々町文化会館

（〒857-0311 北松浦郡佐々町本田原免146番地）

【弁護士】 池内愛法律事務所 池内 愛（長崎県弁護士会所属）

【申込先】長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

30分という相談時間を有効に活用していただきたいので、事前予約の際に相談内容をお聴き取りします。この際少しお時間をいただきますので予めご了承ください。

相談日当日に会場への来所が難しい方には、電話での相談も対応いたします。

YELLながさきホームページからチラシのダウンロードもできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan.html>

■ 特 集 -----

◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業とは  
前回のメールマガジンで取り上げた「高等職業訓練促進給付金等事業」と合わせて、問合せをいただく表題の件について、この場を借りて少し説明いたします（説明内容は長崎県のものです）。

【貸付対象者】（下記①～⑤を全て満たす必要があります）

- ①長崎県内に住民登録をしていること
- ②ひとり親家庭の親であること
- ③児童扶養手当を受給している、もしくは同等の所得の状態であること
- ④県・市が実施している「高等職業訓練促進給付金」の支給対象者であること
- ⑤養成機関に入学し、資格取得・就労を目指していること

※併用ができない貸付、併給可能な奨学金等がございます

**【貸付額】**

○入学準備金 500,000円以内

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関に入学した方

※専門実践教育訓練給付金、自立支援教育訓練給付金を受給している方は、入学準備金の貸付を受けることはできません

○就職準備金 200,000円以内

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の過程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

**【問合せ先】**

長崎県社会福祉協議会 生活福祉課 ひとり親貸付担当

電話番号：095-894-4027

※上の記載内容は一部ですので、詳細についてはお問合せください。

■12月の予定 -----

◆「YELLながさき定期法律相談」

12月18日（水）13:00～16:00

《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も行なっております。まずはご相談ください。

◆11月19日（火）YELLながさきはお休みとなります

長崎西洋館休館日に伴いお休みとなります。ご迷惑をおかけしますが何卒よろしくお願いたします。

